

## 実地指導における指導事項について

(福祉保険部指導監査課作成)

## ○各サービスの共通事項

<b>領収証</b>
事例 利用者に交付する領収証について、指定介護サービスで提供した費用と、事業所と併設する住宅（有料老人ホーム等）の費用請求が明確になされていないまま記載されていた。
○指導内容 指定介護サービスの提供に要した費用の支払いを受ける際には、利用者に対して、利用料その他費用の額をそれぞれ個別の費用ごとに区分して記載した領収証を交付してください。
<b>受給資格等の確認</b>
事例 受給資格等の確認として、被保険者証の写しをとっているが、有効期限が切れている古い被保険者証の写しをそのまま付けているものがあった。
○指導内容 事業者は指定介護サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確認してください。 また、介護保険施設等を記入しておいてください。
<b>勤務表について</b>
事例 ① 月ごとの勤務実績表を作成していなかった。 ② 月ごとの勤務表は作成されていたが、従業者等の日々の勤務時間、勤務内容、常勤・非常勤の区別兼務の状況が記載されていなかった。
○指導内容 月ごとに勤務予定表のみではなく、実際に勤務行った実績表（実際に勤務を行った時間等が把握できるもの）を作成し、実際にサービス提供を行った者がわかるようにしてください。

## 各種サービス計画の作成

### 事例

- ①各種サービス計画を作成した後に、利用者の同意を得ず、交付もされていなかった。
- ②各種サービス計画を作成した後、速やかに利用者からの同意を得ておらず、相当の日数が経過した後に同意を得ている。
- ③各種サービス計画の計画期間の終期が到来しているにもかかわらず更新がなされていない。
- ④各種サービス計画の内容が、居宅サービス計画の表現と同一であったり、抽象的な表現がなされている。
- ⑤各種サービス計画の内容が当該事業所を利用している他の利用者と同じで、画一的に記載されており、計画に個別性・具体性がない。

※各種サービス計画⇒居宅サービス計画に沿って作成されるサービス種類ごとの計画のこと。  
例 訪問介護計画, 通所介護計画 など

### ○指導内容

- ①各種サービス計画の立案に際しては、居宅介護支援事業所等と密接な連携を図り、サービス担当者会議や日常の連絡等を通して、常に利用者の心身の状況等の把握に努め、利用者の日常生活の状況や希望を把握して、指定介護サービス目標及び当該目標を達成するために必要な具体的なサービス内容等を記載した各種サービス計画を作成してください。
- ②各種サービス計画の作成に際しては、その内容について、利用者又はその家族に対し速やかに説明し、利用者の同意を得てください。(利用者が各種サービス計画に同意した場合は、利用者の氏名を各種サービス計画の同意欄に記名・押印又は署名を受けてください。)
- ③各種サービス計画を作成した場合は、遅滞なく利用者に交付してください。
- ④各種サービス計画は、最新の当該居宅サービス計画に沿って作成し、必要に応じて随時変更を行ってください。
- ⑤指定介護サービスの目標、当該目標を達成するための期間を明確にし、具体的なサービスの内容を利用者に分かりやすく記載した各種サービス計画を作成してください。
- ⑥各種サービス計画に従って提供したサービスの実施状況及び目標の達成状況について記録したうえで計画の評価を行ってください。

## 職員の研修について

### 事例

- ① 研修が行われていなかった。
- ② 研修を受講した後に、復命書や研修報告書等を作成していない。

### ○指導内容

質の高い介護サービスを提供するためには、適切な介護技術をもってサービスの提供を行えるよう、従業者等の資質の向上のために研修等を受講してください。また、事業所として研修計画を立案し効果的な研修受講ができるようにしてください。

<b>事故発生時の対応</b>
<p>事例</p> <p>「旭川市社会福祉施設等における事故等発生時の報告事務取扱要領」に定める報告が必要な事故等について、旭川市に報告を行っていない。</p>
<p>○指導内容</p> <p>旭川市へ事故報告が必要な事故等については、「旭川市社会福祉施設等における事故等発生時の報告事務取扱要領」に定められているので、再度確認をお願いします。</p> <p>(掲載ホームページ)</p> <p><a href="http://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/files/shidokansa/sa-bisu_top/sonota.html">http://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/files/shidokansa/sa-bisu_top/sonota.html</a></p>

<b>職員の健康診断</b>
<p>事例</p> <p>労働安全衛生法で定められている職員の健康診断を行っていない。</p>
<p>○指導内容</p> <p>職員の健康診断については労働安全衛生法に従い適正に実施してください。</p>

## ○労働基準監督署からの社会福祉事業を行う事業所に 対する指導事項

<p>●労働基準法第36条に定める労使協定を適正に行ってください。</p>
<p>●雇用時において、雇用条件通知書等により、労働条件の明示（雇用期限の有無，更新の有無，更新する場合取扱い等）を行ってください。</p>
<p>●「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関する基準について」沿って従業員の労働時間の把握をタイムカード等で雇用者側が適正に行ってください。</p> <p>詳細は厚生労働省のホームページを参照してください。</p> <p><a href="http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/kantoku/070614-2.html">http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/kantoku/070614-2.html</a></p>
<p>●安全管理者及び衛生管理者の選任が義務付けられていない中小規模事業場の安全衛生の向上を図るため、常時10人以上50人未満の労働者を使用する事業場では、安全衛生推進者を選任する必要があります。</p>

# 個別サービス別

## ○訪問介護

<b>訪問介護計画の作成</b>
事例 訪問介護計画が作成されていないものが見受けられる。
○指導事項 訪問介護計画は利用者に対するサービスの内容等（援助の方向性、目標、担当する訪問介護員等の氏名、訪問介護員が提供するサービスの具体的内容、所要時間、日程等）が記されているものであり、利用者又は家族に対してサービスの内容等を説明し、同意を得なければならないものである。また担当する訪問介護員等の氏名、訪問介護員等が提供するサービスの具体的内容、所要時間、日程等を明らかにしてください。 【旭川市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例第25条】

## ○通所介護

<b>個別機能訓練加算・運動機能向上加算</b>
事例 ①目標の具体性が不足している。 ②訓練内容の頻度や回数、形態、方法等が詳細ではなく、個別性・具体性に欠ける。 ③機能訓練に関する日々の介護記録（実施内容等）が不十分である。 ④目標の継続の可否について判断をした記録がなく、利用者に評価を含む訓練内容等について説明した記録がない。 ⑤計画の利用者同意年月日が記載されていない。 ⑥計画の課題・目標と訓練内容及び評価内容が連動していない。 ⑦個別機能訓練計画について、長期目標が3か月、短期目標が1か月で設定されていない。 短期目標に応じた1か月ごとのモニタリングが実施されていない。 ⑧運動器機能向上計画の1か月ごとのモニタリングにおいて、短期目標の達成度や客観的な運動器機能状況に関するモニタリングが実施されていない。
○指導内容 ①個別機能訓練加算 個別機能訓練を行うに当たって、利用者ごとに心身の状況に応じた個別・具体的な目標（1人で入浴ができるようになりたい等）を設定し、実施時間、実施方法等を内容とする個別機能訓練計画書を作成してください。 また当該計画に基づいて行った個別機能訓練の評価については、開始時及びその後3か月ごとに1回以上利用者又はその家族に対して個別機能訓練の内容（評価を含む）を説明し、記録してください。なお、評価については計画で予め定めた内容に対応して、客観性・具体性のある内容・記載とし、必要に応じて目標の見直しや訓練内容の変更等を行ってください。

【指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準別表の6のイからホまでの注7】

③ 運動器機能向上加算

長期目標を概ね3か月、短期目標を概ね1か月で設定し、利用者ごとに実施する具体的な運動の種類、実施期間、実地頻度、1回あたりの実施時間、実施形態等を具体的に記載した運動器機能向上計画を作成し、また概ね1か月ごとに当該短期目標の達成度と客観的な運動器の機能の状況について、モニタリングを行い、必要に応じて、運動器機能向上計画の修正を行ってください。

両加算共通事項

計画に基づいて実施した機能訓練内容について、当該計画に定める訓練項目ごとに実施状況などを具体的に記録しておいてください。

【指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準別表の6のハの注】

従業員の人数

事例

- ①生活相談員の配置時間がサービス提供時間より、短い日がある、もしくは生活相談員の配置がない日がある。
- ② 基準上求められる介護職員の人数が確保されていない日がある。

○指導事項

・生活相談員

提供日ごとにサービスを提供している時間帯に、専従で勤務している時間数の合計を、サービスを提供している時間帯で除して得た数が1以上配置してください。

- ・生活相談員又は介護職員のうち1人以上は常勤者としてください。

・介護職員

単位ごとにサービスを提供している時間帯に介護職員が勤務している時間数の合計数を、サービスを提供している時間数で除して得た数が、利用者数が15人以下の場合は1以上、15人を超える場合はその超える部分の数を5で除して得た数に1を加えた数以上を配置してください。

- ・常時1人以上の介護職員を従事させてください。
- ・生活相談員又は介護職員のうち1人以上は常勤者でなければなりません。

【旭川市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例第101条】

<b>非常災害対策</b>
<p>事例</p> <p>① 避難訓練及び消火訓練を実施していなかった。</p> <p>② 防火管理について、消防計画が策定されていなかった。</p>
<p>○指導事項</p> <p>防火管理者等を定め、非常災害に対する具体的な計画を立案し、非常災害時の通報及び避難・消火訓練を定期的の実施してください。</p> <p><b>【旭川市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例第111条】</b></p>

<b>通所介護計画の作成</b>
<p>事例</p> <p>通所介護において外出行事が多数行われているが、通所介護計画のなかで外出の必要性や目的が明確に位置付けられていない。</p>
<p>○指導事項</p> <p>通所介護は事業所内でサービスを提供することが原則であり、事業所の屋外でサービスを提供する場合には、</p> <p>①あらかじめ通所介護計画に位置付けられていること</p> <p>②効果的な機能訓練等のサービスが提供できること、とされている。</p> <p>よって、外出行事を行う場合は、通所介護計画に具体的に明記してください。</p> <p><b>【旭川市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例第107条】</b></p>

## ○居宅介護支援

<b>サービス担当者会議の開催</b>
事例 サービス担当者会議について、当該利用者にサービスを提供している事業者が参加しておらず、また意見の聴取等も行わないまま、居宅サービス計画を変更している。 (特に、福祉用具貸与・訪問介護(介護タクシー)の事業者の不参加が目立った)
<b>訪問時の記録</b>
事例 月1回利用者宅を訪問しているが、利用者本人に面接した記録がなされていない。 利用者の状況が記載されていない。
<b>モニタリングの記載</b>
事例 ① 長期間にわたり、同じ内容が記載されていた。 ② 短期目標や長期目標が達成されているとモニタリングがなされているが、居宅サービス計画の変更の必要性がないと判断されていた。
○指導事項 居宅介護支援で次の業務が適切になされていない場合は、運営基準減算となります。 翌月50%減算、翌々月からは100%の減算となります。 ①居宅サービス計画の新規作成及び変更時 ・利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族と面接 ・サービス担当者会議の開催 ・居宅サービス計画の原案を利用者・家族に説明し、同意を得て、居宅サービス計画を交付する ②サービス担当者会議の開催が必要なとき。 ・居宅サービス計画を新規に作成するとき ・要介護更新認定時 ・区分変更認定時 ・居宅サービス計画を変更するとき(軽微な変更を除く) ③モニタリングに必要なこと ・月に1回利用者の居宅を訪問し、利用者と面接を行い、利用者の状況を確認すること。 ・その結果を記録すること。 <b>【指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準第13条】</b>

## ○認知症対応型共同生活介護

<b>運営推進会議の開催</b>
事例 運営推進会議が定期的には開催されていない。
○指導事項 概ね2か月に1度（年6回）運営推進会議を開催し、活動状況の報告を行う等、サービスの評価を受けて助言及び要望を聴取する機会を設け、地域との連携を図る必要があります。 【旭川市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例第111条において準用する同条例第108条】
<b>避難訓練の実施</b>
事例 消防法に定める避難訓練を全く行っていない。
○指導事項 年に2回必ず実施すること。また、実施にあたっては近隣住民とも協力し合いながら避難訓練を行うこととし、うち1回は夜間想定で介護職員が少ない想定での訓練としてください。 【旭川市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例第111条において準用する同条例第105条】
<b>日用品費の請求</b>
事例 利用者から日用品費と称して、実際は共用品の費用を徴収している。
○指導事項 日用品費については、共用品の費用を徴収する事はできず、利用者個人の嗜好による物品の実費相当のみが徴収できるものです。 機能訓練材料費も当該利用者が使用した材料の実費を徴収することが基本であり、全員に対して一律的・定額的に費用徴収することはできません。 【旭川市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例第119条】
<b>食材料費について</b>
事例 利用者から徴収している食材料費と、実際に食材の購入に要した費用に開きがあった。
○指導事項 利用者から徴収する食材料費については、実費相当額を徴収することとされていることから、徴収額と実際の購入額とに開きがないようにしてください。 【旭川市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例第119条】



<b>入居時の診断について</b>
事例 入居時に医師の診断書等により認知症であることが確認できない利用者がいた。
○指導事項 入居申込者の入居に際しては，医師の診断書等により，当該入居申込者が認知症であることを書面により確認し，保管してください。 【旭川市指定地域密着型サービスの事業の人員，設備及び運営の基準等に関する条例第117条第2項】

## ○その他 複数サービス共通の連絡事項

<b>処遇改善加算について</b>
○平成26年度の「介護職員処遇改善実績報告書」（以下「実績報告書」という。）の提出について  介護職員処遇改善加算を算定した場合は，各事業年度における最終加算の支払いがあった月の翌々月の末日までに「実績報告書」の提出が必要となります。なお，平成26年度の「実績報告書」は，例として，当該加算の算定を，平成27年3月までに行い，支払いを平成27年5月に受けた場合は，その翌々月である平成27年7月末までに「実績報告書」の提出が必要となります。  ※報酬の返還等により当該加算の支払いが遅れた場合は，「実績報告書」の提出は，最終的に当該加算が支払われた月の翌々月の末までです。

<b>非常災害対策（入所及び施設系のサービス）</b>
定期的な，避難訓練，消火訓練の実施（夜間のサービスがある場合は夜間想定訓練も），また火災時のみならず，自然災害時の対応等（食料や必要な備品の備蓄等）についても対策の検討をお願いします。